

第20回原子力損害賠償制度専門部会議事録

1. 日 時 2018年8月6日(月) 17:00～19:15
2. 場 所 中央合同庁舎8号館1階講堂
3. 出席者 原子力損害賠償制度専門部会構成員
濱田部会長、鎌田部会長代理、伊藤委員、遠藤委員、大塚委員、
大橋委員、加藤委員、崎田委員、住田委員、高橋委員、辰巳委員、
角川委員、西川委員、又吉委員、山口委員、山本委員、四元委員
オブザーバー
大内氏、大森氏、上妻氏、馬場氏、檜垣氏
原子力委員会
岡委員長、佐野委員、中西委員
内閣府
赤石統括官、増子審議官、佐藤審議官、林参事官、大島参事官
文部科学省
経済産業省資源エネルギー庁
4. 議 題
 - 1 原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論点等について
 - 2 原子力損害賠償制度の見直しについて
 - 3 その他
5. 配付資料
 - 20-1 原子力損害賠償制度専門部会の設置について
 - 20-2 原子力損害の賠償に関する法律(原賠法)の改正に向けた検討について
(文部科学省提出資料)
 - 20-3 エネルギー基本計画について(補足)
 - 20-4 原子力損害賠償制度の見直しについて(案)

6. 審議事項

(濱田部会長) それでは、時間になりましたので、第20回の原子力損害賠償制度専門部会を開催いたします。

最初に、資料及び定足数の確認をお願いいたします。

(大島参事官) お手元の資料を御確認ください。第20回原子力損害賠償制度専門部会議事次第に続きまして、資料20-1から20-4までございます。乱丁、落丁等がございましたら事務局までお申し付けください。また、第19回の議事録を机上資料として配付しておりますが、各委員に御確認いただき、既に原子力委員会のホームページで公開しております。

本日は、17名の委員の出席予定となっており、原子力委員会専門部会等運営規程第4条に定める定足数を満たしていることを確認させていただきます。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

資料の方はよろしいでしょうか。

次に、当専門部会の構成員の変更について事務局から報告をお願いいたします。

(大島参事官) 資料20-1、原子力損害賠償制度専門部会の設置についてでございます。この資料のとおり、構成員の変更につきまして、去る7月31日の原子力委員会定例会において決定されました。

裏をめくっていただきまして、別紙の構成員でございますけれども、まず、専門委員につきまして日本原子力保険プールの木原専務理事が御退任され、新たに角川信一専務理事が着任されております。

また、オブザーバーにつきまして人事異動等がございました。まず、日本商工会議所から大内博産業政策第二部主席調査役、続きまして電気事業連合会から大森聡理事・事務局長、さらに全国漁業協同組合連合会から檜垣浩輔参事に新たに御出席いただいております。また、全国銀行協会の会長行の変更に伴いまして、渡辺毅みずほ銀行専務執行役員にオブザーバーをお願いしておりますけれども、本日は御所用により欠席されております。

以上、御報告させていただきます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、本日の最初の議題である1番目の原子力損害賠償制度の見直しに係る個別の論

点等についてということで進めてまいりたいと思います。

前回の第19回の会合では、この専門部会での検討を取りまとめる報告書の素案が出されて、それについて御議論をいただきました。その上で、今後、原賠法の一部改正に向けた準備を進めていくことになる文部科学省の方に、法制的な観点あるいは実務的な観点から御意見を伺うということにしておりました。そこで、今日、まずは文部科学省の方から、原子力損害の賠償に関する法律の改正に向けた検討状況について御説明をお願いしたいと思います。それから、去る7月3日にエネルギー基本計画が決定されておりますので、その内容についても事務局から説明をお願いします。

それでは、文部科学省から資料の説明をお願いします。

(文部科学省) 文部科学省研究開発局の原賠法改正準備室長の奥野でございます。着座して説明させていただきます。

本日は、1月22日の第19回専門部会においてお示しいただきました素案を踏まえまして、文部科学省を中心に法制的、実務的な観点から検討を進めることとされたことを受けまして、関係各所と検討を行った結果について御報告を申し上げます。

お手元の資料20-2を御覧ください。では、お手元の20-2の1.に記載の4点につきまして、文部科学省において関係各所と検討を行った結果について御報告を申し上げます。1.に記載の(1)から(3)に掲げた事項につきましては、後ほど説明を申し上げます資料の2.への対応を合わせた今般の法改正を視野に検討を進める一方で、(4)の損害賠償措置の在り方につきましては、今般の改正においては内容を変更せず、今後も必要な検討を行ってまいらなければならないと考えております。

それでは、各項目について順に御説明を申し上げます。

まず、1.の(1)和解仲介手続に係る時効中断についてでございます。これは、原子力損害賠償紛争解決センター(ADR)による和解仲介手続を利用した間につきましては、損害賠償請求権が3年の短期消滅時効により消滅しないようにすることを可能とすることによりまして、これによって被害者が時効を気にせず、和解仲介手続を利用できるように措置を講ずることが妥当と考えまして、個別の措置ではなくて、今後、原賠法の本則に盛り込む方向での検討が妥当と考えてございます。

次に、(2)原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備でございます。これは、万が一、原子力損害が発生した際に、発災事業者が被害者に対して迅速かつ適切に損害を賠償するための備えといたしまして、あらかじめ各原子力事業者に対して原子力損害賠償への

対応に係る方針を作成し、公表することを義務付ける措置を講ずることが妥当と考えます。

次に、（３）国による仮払い・立替払いでございます。これは、被害者に対する本賠償の支払が開始される前、例えば国による避難指示等による避難等を余儀なくされた被害者等におかれましては、賠償を早期に実施してほしいという需要がございます。これらに対応するため、例えば仮払資金の原子力事業者への貸付けなどといった、発災事業者が迅速に仮払いを実施することを促すための措置を講ずることが妥当であると考えます。

最後に、（４）損害賠償措置の在り方でございます。まず、損害賠償に必要な資力の確保に関しましては、現行の原賠法に規定する１，２００億円の損害賠償措置と、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく相互扶助スキームから成る現行制度でもって今後も必要な資金の確保ができるよう、既に措置が講じられているところでございます。

ただし、一方におきまして、原子力事業者にとってはこの相互扶助スキームは他の原子力事業者の動向、つまり、他の事業者において原子力事故等が発生した場合によって各社の負担の規模が影響を受けるため、各事業者にとっての予見可能性が低いことや、電力システム改革が進展してまいりますと、例えば具体には事業者間の競争関係や総括原価主義の見直しなどといった事業関係の変化がこういった枠組みに及ぼす影響についても考慮する必要がございます。

こういった状況を勘案して、賠償措置の在り方についても検討を行ってまいりました。ただ、その結果、現時点においては具体的な見直し案を得られる状況にはないと判断するに至っております。その理由につきまして、具体的には、まず、これまでの原賠法の２．の改正に当たって、賠償措置額を随時引き上げてまいりましたが、その目安となっております民間保険市場の引受け能力でございますが、既に現在、措置を講じてございます１，２００億円という水準は、国際水準に照らして十分高い水準にあることなどから、更なる引上げというのは厳しい状況でございます。こういった国内外の保険市場の中長期的な見直しにつきましては、更に検討する必要があると認識しております。

次に、先に申し上げました電力システム改革の進展による原子力事業者間の競争関係などといった事業環境の変化も、引き続きその帰趨を見極める必要がございます。そして、さらに東電福島原発事故後に導入されました新しい安全規制への対応や、事業者による自主的な取組等による安全性の向上をどのように捉えていくかという問題がございます。

これらが講じられていることにより、原子力発電所等の各サイトにおきましては、事故発生リスクが低減しているということをこういった制度の枠組みにおいては見込んでいくこ

とが可能となると思われます。ただし、現時点におきましては、まだ、その対応が途上でございますので、この時点で全てのサイト全体のリスク低減というのを評価を行って、この枠組みに組み込んでいくというのは、まだ、できない状況になってございます。

これらを勘案いたしますれば、後に2. で述べる現在の改正のタイミングに当たりましては、賠償措置額の見直しは行わず、改正後につきましても文部科学省が中心になりまして、先に述べたような動向を引き続き見極めつつ、必要な検討を行ってまいる必要があると考えております。

次に、2. を御覧ください。損害賠償措置につきましても、現行の原賠法において原子力事業者は民間との原子力損害賠償責任保険契約と合わせて、政府との間で原子力損害賠償補償契約の締結を行うことが基本となっております。ただし、現行の原賠法におきましては同法第20条におきまして、政府補償契約につきましても平成31年12月31日までの締結分のみが法の対象となっておりますため、この期限が到来する前に法改正を行いまして、当該期限を改めて延長することにより、それ以降につきましても新たな政府補償契約の締結を可能とする措置を講ずることが必要な状況に至ってございます。こういった状況を勘案いたしますれば、文部科学省といたしましては本専門部会における御議論を踏まえ、報告書を取りまとめでいただき次第、できるだけ速やかに改正案を準備して国会への提出が可能となるよう、必要な作業を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今の検討状況の説明につきまして、何か御質問等がございましたら、頂ければと思いますが、その前に先ほども申しましたエネルギー基本計画について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

(大島参事官) ありがとうございます。

資料20-3、エネルギー基本計画について(補足)の資料でございます。1枚おめくりいただきまして、エネルギー基本計画が7月3日に閣議決定されてございます。この部会は、エネルギー基本計画に基づいて検討していただいたところもございまして、簡単に内容の御紹介をさせていただきたいと思っております。

まず、原子力に関する記載ぶりにつきましては、1ページ目の中断から2ページ目にかけて主要な点を抜粋させていただきました。「はじめに」の中で原子力の関係、更に2ページ目のところで原子力の位置付け、また、政策の方向性について書かれてございます。

その上で、原子力損害賠償制度の見直しにつきましては、1 ページ目の最初のところの第 2 章第 2 節、原子力利用における不断の安全性向上と安定的な事業環境の確立の中に位置付けられてございます。損害賠償制度の見直しにつきましては、中段からでございますけれども、東京電力福島第一原子力発電所事故に係る賠償の実情や電力システム改革等を踏まえ、適切な賠償を迅速に実施することを前提に、原子力事業者及び国の役割分担も考慮した上で、被害者への賠償に係る国民負担の最小化、原子力事業者の予見可能性の確保といった観点も踏まえつつ、引き続き総合的に検討を進め、必要な措置を講ずるとされているところでございます。

説明は以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

先ほど文部科学省の方から、これまで専門部会での検討状況を踏まえまして、現在、文部科学省で原賠法の改正に向けて検討が行われており、その状況について説明を頂きました。今後の専門部会での検討のために、文部科学省での検討内容について、これを確認しておきたいというようなことがございましたら、御質問を頂ければと思います。いつものようにお名札をお立ていただければと思います。いかがでしょうか。どうぞ。

(加藤委員) ありがとうございます。加藤でございます。

損害賠償措置の在り方に関して、一言、申し上げたいと思います。これまで、無限責任の下で制度設計を行うのであれば、原子力事業者の予見可能性を高めるために、賠償措置額を引き上げるべきではないかと申し上げてまいりました。同様の指摘が複数の委員から繰り返しなされておりました。議論を重ねてきたにもかかわらず、今回の法改正では措置額は見直さないという方針を示されたことについては、大変残念に思うところでございます。やむを得ず見直しを先送りするのであれば、最低限、見直しに向けた検討を早期かつ確実に開始することをお約束いただければと思います。次の原賠法改正は、何ものならば 10 年後になるかと思いますが、それを待たずに検討を行い、結果を出していただきたいと考えます。

先月、閣議決定されましたエネルギー基本計画の 50 ページに言及されていますように、また、先ほど御説明がありましたように、原賠制度は適切かつ迅速な被害者救済を前提としつつ、事業の予見可能性確保などの観点も十分考慮した設計とする必要があります。本日、示された方針にのっとり法改正がなされた場合は、被害者救済の側面では改善が見込まれます。その一方で、事業の予見可能性については状況が据え置かれると認識してお

ります。

エネルギー基本計画では、不確実な将来である2050年に向けて、あらゆる選択肢の可能性を追求するとされております。中でも、原子力の位置付けとしては、「現状、実用段階にある脱炭素化の選択肢」であり、先ほど御説明がありましたように、「安全性の確保を大前提に、長期的なエネルギー供給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源である」と、その重要性が示されております。原子力の担い手確保の必要性は、これまで以上に明確になってきていると思います。こうした状況を踏まえた上で、2011年に機構法附則及び附帯決議で指摘されて以来の検討課題を7年後の今に至っても積み残しているというこの事実を十分に認識して、今後の検討を進めていただきたいと考えております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

後ほど文部科学省の方から何かコメント等がございましたら、頂ければと思いますが、まず、委員の方々から御質問等を併せて頂戴できればと思います。西川委員。

(西川委員) ありがとうございます。

ただいまの文部科学省からの御説明であります。この専門部会は原子力損害賠償制度を抜本的に見直すとの国会の附帯決議を受けて検討をスタートしたものと理解します。部会で大きな論点となった国の責務という問題、基本的な制度の在り方について考え方が示されず、今ほども資料20-2の説明では、時効の中断あるいは仮払い等の個別の問題、救済手続の改正という議論、つまり、損害賠償措置の内容を変更せず、こういう議論をするということは、議論の一種のわい小化であり、適切ではないと考えます。

損害賠償措置の在り方は、引き続き検討するとされているようでありますが、東電福島原発事故後、廃炉となるプラントも増えております。福井県でもそういう状況がありますし、全国的にもそうであります。再稼働の発電所も増えている状況であります。また、新規制基準といいたいまいしょうか、原子力規制庁による基準によって原子力発電所の安全性は高まっており、先日の運転差止め訴訟の高裁判決においては、発電所の危険性は社会通念上、無視し得る程度にまで管理・統制されているという判断もなされているわけであります。こうした状況を考慮した上で、保険的措置をどうするかという議論にとどまらず、原子力を活用するという国が、国の立場において必要な財源を確保し、事業者と連帯して損害賠償の責任を負うという制度設計を議論することが重要なことというふうを考えるものであります。

それから、なお、先ほどエネルギー基本計画の御報告が資料20-3でありましたが、この中で、原子力に関する主な記載について1ページに、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省と教訓を肝に銘じて取り組むことが原点であるというふうに書いてあり、もちろん、そうなのであります。大事なことでありますが、一方、エネルギー基本計画では、同じく津波に遭った女川発電所については、そういう結果は生じていないということもその直前に書かれているわけでありまして、その両方を総合的に判断して、今次の東電福島原発事故というのは総合判断、油断なり、不注意があったということが大きな原因だと思いますので、そういうことを考えますと、はっきりそのことをお書きになった上で、こうした判断をすべきではないかと、このように考えますので、これをお願いしたいと思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、大森さん、お願いします。

(大森オブザーバー) 電気事業連合会の大森でございます。前任の小野田に代わりまして、今回からオブザーバー参加させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。委員の皆様には、活発に御議論いただきまして心より感謝を申し上げます。

原賠制度の見直しに当たりましては、適切かつ迅速な被害者救済ということと、あと、原子力事業の予見可能性を高める、この両立が重要と考えてございます。文部科学省さんから御説明いただきました関係府省の検討結果によれば、被害者救済に係る事項については3点の法改正を行う方向であると理解しました。一方で、原子力事業の予見可能性を高めることに関しましては、これまでの部会の御議論で私どもを始め多数の委員の皆様から度々、無限責任を前提に考えるのであれば賠償措置額の引上げが望ましいという御指摘があったにもかかわらず、今回の法改正では賠償措置の変更を見送るという方針が示されまして、大変残念に思っております。

事業者としましては、原子力事業の予見可能性を高めることについては、2011年に原賠機構法の附則及び衆議院、参議院の附帯決議で指摘されて以来の検討課題でありますことから、今回の法改正で見直しがなされることが望ましいと考えてございました。また、今般、改定されたエネルギー基本計画でも、先ほど来、御指摘がありますけれども、原子力は重要なベースロード電源であり、かつ実用段階にある脱炭素化の選択肢とされていることから、国としても今後とも原子力発電を立地地域の支援・協力を得ながら活用してい

くのであれば、原賠制度の見直しにおいても原子力事業の予見可能性を高めるために、国が従来よりも一歩前に出ること、例えば賠償措置額を引き上げることが重要ではないかと思っております。

仮に原賠法の適用期限が迫る中で、どうしても今回は賠償措置の変更を見送らざるを得ないのであれば、御説明のあった三つの理由全ての見極めや法の適用期限である10年後ということに固執することなく、例えば電力システム改革の第三段階として法的分離が行われた後など、2020から2020年代前半を一つの目安に検討を行い、結論を出していただければというふうに思います。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかに委員に皆様から何かありますか。どうぞ、崎田委員、お願いします。

(崎田委員) 私も質問ではなくて意見なのですが、いろいろ、皆さんもおっしゃっているので、一言と思ってプレートを上げました。それで、今、御説明いただいた1.の(1)(2)(3)のところは、今の東電福島原発事故で被災された方にとっては時効の中断の話は大変重要ですし、原子力の立地地域に住んでおられる方にとっては、原子力事業者さんが事前に対応方針を整備するとか、何か起こったときには国による仮払い、立替払いが迅速に行われるというのは、方向性としては大変重要なことだと思っておりますので、こういうことをきちんと入れていくのは今回、大事だというふうに思っております。

ただし、将来の在り方に関して、皆さんで一番意見交換してきた(4)損害賠償措置の在り方についてのところで、具体的な方向性を示せなかったのは、大変残念だなというふうに思っています。継続審議をするというお話がありましたけれども、是非、早急に、法改正などの話が一段落したら、この見直し審議をもう一度、始めていただくということも、大事なのではないかなというふうに思っております。

私自身は、エネルギー基本計画の審議に参加して、こちらの専門部会の方にも入らせていただきました。そういう中で、東電福島原発事故を踏まえてではありますけれども、エネルギー自給率の低さとか、温暖化対策の重要性、こういう高まりの中で国が原子力を一定程度、しっかりと活用するということが納得して参加してきました。ただし、何か事故が起きたときの事故リスクが余りにも大きいということが、今回の東電福島原発事故の経験で分かったわけですので、1,200億円という措置をまずアップするということに関しては、多くの委員の方が納得されて、多くの方が同じような意見を発言されたように私は

記憶しております。

エネルギー基本計画の見直し審議においても、最終的には国がもう一步、今までよりも前に出て対応するというようなことをしっかりと表明していただいたからこそ、こういう新しいエネルギー基本計画ができてきたというふうに思っております。今日、御説明いただいたところでも、最後のところに、万が一、事故が起きた場合には、国は関連法令に基づき責任を持って対処するというようなことも、今回にもちゃんと文章が入っております。こういう状況も踏まえて、この委員会でも意見交換をかなりしてまいりましたので、是非、そういう流れをしっかりと継続して審議をし続けていただければ有り難いなと心から願っております。よろしく願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかに委員の方々から。どうぞ、高橋委員。

(高橋委員) 今、質問の時間だと私は認識しているのですが、具体的内容の話はこれから報告書を踏まえて議論するという認識でよろしいでしょうか。この点につき質問をさせていただきたいと思いますが。

(濱田部会長) 今は文部科学省の方からの検討状況の説明について御質問を頂くということで、それも踏まえながら私たちがまとめ上げる部会としての報告、これをどのようにつくり上げるかという議論を更に行っていきたいと思っております。よろしいですか。

では、辰巳委員、お願いします。

(辰巳委員) ありがとうございます。

今回、文科省がお出しになった改正に向けた検討についてという資料の件で、皆さんがおっしゃっているとおりなのですけれども、これから今回のまとめをパブコメに出し、それから、まとめていくという形になると想定しますけれども、パブコメを出そうとする人たち、国民に対してもう少し丁寧な説明があった方がいいのではないかというふうに思っております。

というのは、特に(4)の話、損害賠償措置の在り方に関してですが、文科省でこういうふうに考えていると御説明くださったのだと思うのですが、このように考えているという結論に至った過程がどういう状況であったのかというのを説明していただきたいと、パブコメの時に附属の資料等で分かるように御説明いただきたいと思っております。

電力業界等がどういう御意見をお出しになったかとか、ここでは関係府庁で検討したと書いてありますが、恐らく事業者の方たちとも、この場に出てくるまでに話をされたり

しているのではなかろうかと思っっているのですけれども、そのあたりが全く私たちには見えないわけで、だから、例えばどういう状況でこういう結論に至ったのか、あるいはもしかして保険の業界の方たちも何らかの御意見をお出しになっていて、そういうのも勘案されているのではなかろうかとか、勝手に私の方で想像しているだけですが、ですから、こういう話合いの結果、こういうふうな提案に至ったのだということが、もう少し分かるような形で御説明いただければいいのかなというふうにとりあえず思っております。よろしくをお願いします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今のお話は、先ほど高橋委員からも御質問がありました、部会としての報告書のまとめ方にも関わってくるところがあると思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(大塚委員) 1. の最初の3点は、被害者の救済の方を考えていると思いますけれども、

(3) の仮払い、立替払いについては、先ほど御説明いただいたところでは、原子力事業者である発災事業者に対して貸し付けるという話ですので、国自身が立替払いをされるというのが、この中に入っているのかどうかという点をお伺いしたいと思います。

それから、賠償措置については損害賠償措置だけではなくて事後回収、アメリカ法のようなものも議論にございましたので、結局、どちらにするかは、今後、検討を継続することになったと認識しておりますが、先ほどその理由として三つを挙げられたうちの二つ目のものは、原子力事業者の競争関係の帰趨を見るという話でしたが、これは多分、今の状況だと電力システム改革でますます競争関係になっていくような気がするので、理由として適切かどうかというのはよく分かりませんが、いかがでしょうか。一つ目と三つ目は理由としては分かると思いました。

あと、原子力事業者の法的整理の問題など、これから検討しなくてはいけないことがたくさん残ってはいると思っております、引き続き継続的な審議をしていただくことが重要だと考えておりますが、今回お示しいただいたものは、とりあえずの今後の出発点にはなるということなのだろうと考えているところです。それ以外の私の意見については、先ほどの高橋先生からの御質問もございましたので、後でまた申し上げますが、今、質問を二つほどさせていただきます。

(濱田部会長) では、大橋委員。

(大橋委員) 質問ということで2点させていただきます。先ほど皆さんが御指摘になっている

1. (4)の在り方について、現状のままにするということの御説明を3点頂いた中の一つ目で、国内外の保険市場の中長期的な見通しを得るというふうにおっしゃったと思うのですが、この場では民間保険の引受け能力は、限界に近いのではないかという御説明を何回か頂いている中で、中長期的な見直しが改善する端緒というか、そういうのというのはあるのかなと思っております。どういうふうな見込みでこの点、1.はおっしゃっているのかというのを教えていただくと有り難い。依然として厳しいままなのではないかというふうなのが感触なのです。

2点目はシステム改革における帰趨を見定めるということですが、なかなか、自由化の中で競争の帰趨は日々変わるという情勢の中で、帰趨を見定めることというのはほぼできないのだろうなというふうな感じも他方でいたします。ある意味、競争の状況が更に活性化の中で、相互扶助のスキームというのをどう考えるのかというのが多分、この場の議論だったというふうに思うと、いずれにしても考えなければいけない論点というのは、更に重要性が増す方向なのではないかなというふうな感じもするわけですが、以上、どういうふうなお考えなのかということだけ御質問させていただければと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今のところはよろしいですか。

それでは、文部科学省の方からよろしくお願いします。

(文部科学省) それでは、ただいま委員の皆様から頂いた事項の中で何点か、御質問を頂いた事項についてまず御説明を申し上げます。

まず、御説明を申し上げました仮払いにつきまして、仮払いの恐らく主体に関して例えば仮払いを国が直接被災者に対して立替払いを行うような形、被災者に対して国が立替払いを行いまして、これを発災事業者との関係で第三者弁済のように整理するような形なのか、こちらの仮払いの被害者に対する実施主体が発災事業者なのかにつきまして、私どもが説明した内容につきましては、実施主体は発災事業者が被災者に対して仮払いを行い、発災事業者が被災者に対して仮払いを実施することを促すような枠組みを作っていく方向で、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

その理由につきましては、仮払い、立替払いで一番、私ども文部科学省が重要だと思っておりますのは、被災者の側に円滑かつ迅速に本賠償の実施前の仮払資金というのを交付するという観点に立った場合に、事務の円滑化等を考えますれば発災事業者の側が持っております被災者に対応する機能というのを一体的、一元的に活用するベースで考えた方がよ

り迅速かつ円滑に仮払いの資金が渡るのではないかと考えまして、この仮払い、立替払いの議論につきましては、基本は発災事業者から被災者に対する仮払資金の交付を、それを促すための枠組みというのを国が整備していくという方向で検討を進めておるところでございます。1点目の御質問についてでございます。

あと、委員の皆様から御指摘がありました保険市場の見通しについてでございます。保険市場の見通しにつきましては、本専門部会での御議論等でも頂いておりますように、民間保険事業者につきましては、現在の1,200億円の保険の水準というのが国際的にも最も高い水準となっており、継続的、安定的に国内外の保険市場から1,200億円以上の資金を調達するという観点については、厳しい状況にあるという御指摘を受けております。

したがいまして、今回の私どもの検討につきましても保険市場の状況は厳しいという前提に立ちまして、そういたしますれば、これまで定期改正等で行ってございました国際保険市場の状況を踏まえた形での賠償措置額の引上げという従前のスキームというのが、機能しなくなっているという観点から、そういった保険市場の状況の中で、どうやって賠償措置額というのを設定していくかについては、より国際保険市場が今後、国際動向を踏まえてこの状況というのが中長期的に続くとするならば、もう少し根本的な検討等に引き続きお時間を頂く必要があるというのが、私どもの考えておるところでございます。

3点目に、何点か御質問がありました、私どもが保険市場同様、賠償措置額の見直しに関して更に検討の時間が必要だという指摘の中でございました、競争環境等の事業者におかれて事業環境問題についてでございます。委員の皆様から御指摘いただきましたとおり、全般的に電力システム改革の中で競争環境というのはより競争的な関係になっていく、そういった状況の中におきまして、各事業者間における相互扶助の枠組みというのがどういった影響を受けていくのかについては、私どもも今後、競争環境が厳しくなっていくという線で考えてございます。

ただ、そういった中で今後、具体の競争環境の中において、いわゆる原賠法で規定してございます保険的スキーム、これが国際的な枠組みの中で単純に保険的スキームが上がっていかないという中において、各事業者さんがどういった範囲を各社さんの賠償措置で対応し、どの範囲をいわゆる相互扶助で対応するのかにつきましては、各事業者さんの間におきまして、こういった事業環境が競争的になっていく状況等をもう少しよく見極めた上で、より丁寧な議論、検討というのを時間を掛けてしっかりとやっていく必要があると考えてございます。したがいまして、私どもとしても競争環境が厳しくなっていく、そういった

中における相互扶助のスキームが今後、どれぐらいならば各事業者さんの中で対応できるかについて、より丁寧な検討が必要になっていくであろうと考えておりましたところでございます。

そして、最後に御意見といたしまして、今回、見送った損害賠償措置の在り方について、委員の皆様から検討のタイミング及び検討すべき事項に関して、様々な必要性に関して御指摘を頂きました。当然、私どもはこの専門部会での報告書及び御議論を踏まえて今後、原賠法の見直しをやってまいります。したがって、今回、対応を見送らざるを得なかった事項につきましても、本日、委員の皆様から様々御指摘を頂きました。これまでの従前の対応にこだわらず、検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

委員の方々から何か更にございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

今、文部科学省の方から説明を頂きましたように、今回の改正はこういう形で取り組んでいただくとして、損害賠償措置の在り方、これは大変私どもも力を入れて議論をしてきたところですし、また、課題の所在、それから、どういうふうに考えていくべきかの選択、そういうことも相当議論しておりますので、是非、文部科学省の方でも速やかに更なる検討をお願いできればと思います。

それでは、1番目の議題については以上とさせていただいて、次の議題である2. 原子力損害賠償制度の見直しについてということについて御議論をいただきたいと思います。

ただいま、原賠法を所管する文部科学省の方から説明を頂いたということを受け、また、専門部会として本日、出していただいた意見も含めて、これまでの議論をまとめていく必要があるというふうに考えております。まず、事務局の方で、前回会合で議論していただいた素案に専門委員から頂いた御意見を反映させた形で、更にブラッシュアップした報告書案を用意していただきましたので、この説明をお願いいたします。

(大島参事官) ありがとうございます。

資料20-4、原子力損害賠償制度の見直しについて(案)でございます。

先ほど部会長からも御発言がありましたけれども、前回1月22日に報告書素案ということで、これまでの議論を整理した形でまとめさせていただいておりますけれども、1月22日も各委員等から御意見を頂きました。また、文部科学省で原賠法の一部改正に向けた準備が進んでいるところもございますので、そういうところを一部とり入れた形で、報告

書の体裁でまとめさせていただいております。なお、本日の議論については必ずしも反映していないことを付言させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、全体の目次でございます。最初に「はじめに」から始まりまして、構成そのものについては変更してございません。なお、最後のところに参考といたしまして、この専門部会の設置紙と開催実績を添付させていただいております。

1枚おめくりいただきまして、「はじめに」でございます。「はじめに」の中で、これまでの部会の検討に至った経緯等について少しまとめさせていただきました。

まず、最初のパラグラフにつきましては、我が国の原子力損害賠償制度の成り立ちについて、また、次のパラグラフにつきましては、平成23年3月11日に発生いたしました東京電力福島第一・第二原子力発電所の事故の関係について書いてございます。

その次のパラグラフに、先ほど御意見もありましたけれども、原子力損害賠償の見直しに至った経緯について簡単にまとめさせていただきました。内容といたしましては、原子力損害賠償支援機構法の附則の書きぶり、また、その後、内閣官房に設置されております原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議のことについて書かせていただきました。これらを受けまして平成27年5月にこの専門部会が置かれ、第1回の検討が始められたというところでございます。

また、その次のパラグラフでございますけれども、部会が始まった当初におきましては、福島県、また、オブザーバーの方々から東電福島原発事故の賠償の状況について御説明いただき、ヒアリングを行ってございます。また、今後の話にも入りますけれども、この後、いわゆるパブリックコメントを行う予定にしておりますので、それについて書かせていただきました。

また、今後についてでございますけれども、先ほど文部科学省からも御説明がありましたけれども、原子力損害賠償法を所管いたします文部科学省において、本報告書の提言等を踏まえて関係法律の改正、原賠制度の運用改善等の必要な措置を速やかに行うことで、万が一、事故が発生した場合、従前に比べてより確実に被害者が適切な賠償をより円滑かつ迅速に受けられるようになることを期待する旨、書かせていただきました。また、前回の途中で、文部科学省の中でいわゆる法律の専門家の育成等の御意見もございましたので、関係している分野の専門家の方々とのネットワーク構築という形で少し書かせていただきました。

続きまして、3ページ目から全体の本文の構成になってございます。素案を一部見直して

いる形になってございますが、少し時間がたってございますので、全体の構成を紹介しながら改正点を中心に御説明させていただきたいと思っております。

素案で冒頭に書いてありますのは、素案を書いた際の経緯についてでございますので削除させていただきました。また、1. 総論については、法律の略称について「はじめに」で書かれておりますので、それについての一部修正、また、先ほど資料で御説明したとおり、エネルギー基本計画が新たに閣議決定されておりますので、事実関係についてリバイスさせていただきました。

その次、(1) 原子力損害賠償制度の見直しに当たっての基本的な考え方等ということで、この見直しに当たって専門部会として、どういう位置付けで検討していくのかというスタートラインを決めていただきました。特に下から二つ目のパラグラフでございますけれども、被害者保護に万全を期す必要があるため、原子力損害と認められる損害が填補されるべく被害者が適切に賠償を受けられる、いわゆる適切な賠償のための制度設計の検討が必要という形で書かせていただきました。

続きまして、4ページ目でございますけれども、②のところでは東電福島原発事故の関係、それから、③でそもそも原子力がどのように位置付けられているのか、原子力基本法、エネルギー政策基本法等を引用する形でまとめさせていただいております。

5ページ目、次のページでございますけれども、④でこれも先ほどいろいろやりとりがございましたけれども、電力システム改革について簡単ではございますけれども、まとめさせていただいております。それから、⑤留意事項等ということで、見直しの検討に当たっての留意事項ということで、条約との関係、それから、原賠法が対象となる施設についての特殊性等についてまとめさせていただきました。

続きまして6ページ、(2) 原子力損害賠償制度の目的等についてでございます。目的につきましても非常に多くの議論をいただきました。現行の原賠法第1条の目的について再整理させていただくとともに、この目的を実現するための基本理念ということで整理させていただいたところでございます。

続きまして7ページ目でございます。2. 原子力損害賠償制度における官民の適切な役割分担ということで、(1)に国の役割について整理させていただいております。原子力損害の特殊性が明らかになったこと等を踏まえ、万全の被害者の救済や迅速かつ適切な賠償がしっかりなされることが国の役割である、ということで整理させていただいております。

続きまして、(2) 原子力事業者の無過失責任、また、(3) 原子力事業者への責任集中及び求償権の制限につきましては、現行どおりということで記載させていただいてございます。

また、8 ページ目後半、(4) 原子力事業者の責任の範囲についてでございます。これもこの部会の当初の頃、無限責任、有限責任ということで非常に多くの御意見を頂いた上で整理させていただきました。結論といたしましては、次のページ、9 ページ目の真ん中よりちょっと下の方でございますけれども、「以上のことから」以降で、原子力事業者を有限責任とすることについては、法的、制度的に短期的に解決できない課題が多く、現行の原子力事業者の責任の範囲を変更する状況にはないものと考えられるということで、無限責任の維持することとさせていただいております。

それから、(5) 原子力事業者の利害関係者の責任の在り方、いわゆるステークホルダー責任について整理させていただきました。それから、10 ページ目後段でございますけれども、(6) 原子力事業者の免責について、これも現行どおりということで整理させていただいております。それから、11 ページ目、(7) 消滅時効についてでございます。原賠法につきましては、消滅時効の規定がございませんので、民法第724条が適用される点につきまして整理させていただいたところでございます。

続きまして12 ページのところから、原子力損害賠償制度における国の措置についてでございます。まず、(1) 賠償資力確保のための枠組みということで、先ほどから正に御議論がありましたけれども、現行の損害賠償措置についてどのようになっているのかということについて書かせていただきました。また、後段では東電福島原発事故を受けて、原賠法第16条の国の援助の具体的な措置としての原賠・廃炉機構法の成立について書かせていただいております。

現行におきましては、原賠・廃炉機構というのは東電福島原発事故のみならず、次にもしも事故が起こった場合にも備えられるような恒久的な制度になってございますので、現行の評価をさせていただくことになるならば、巨大な原子力損害の発生リスクに対しても適切な運営を確保することによって、十分、機能する仕組みであるということだと思っております。今後の賠償措置の在り方について簡単に三つの視点を踏まえた上で、引き続き慎重な検討が必要であるとさせていただいたところでございます。また、後段には、先ほど申しました機構の仕組みについて記述させていただいております。

続きまして、13 ページ目から (2) 被害者救済手続についてで、①に原子力損害賠償の

特殊性についてまとめさせていただいております。それから、14ページ目で、②で被害者救済手続における実効性の確保についての重要性について整理させていただきました。続きまして、③指針の策定、それから、次のページ、15ページ目で④和解の仲介ということで、ADRセンターについての書かせていただいております。この中で、仲裁手続についての扱いについてでございますけれども、前回、将来的な検討課題という、仲裁手続についての検討がずっとなされないような感じに見られるという御意見がございましたので、長期的な課題という形で修正させていただいております。

それから、16ページ目、⑥ADRセンターについての運営等についてまとめさせていただいております。それから、17ページ目の⑦和解仲介手続に係る時効中断ということで、これについては素案の段階から時効中断について、必要な法改正を行うことが妥当であるということで記載させていただいておりますので、変更してございません。

それから、次のページ、⑧原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備についてでございますけれども、文部科学省さんの方で少し具体的なやり方ということで、この部会ではいろいろな方法があるのではないかとということで、届出等についても、御議論を過去にいただいたわけでございますけれども、法改正の検討を進めていく中で、事業者が自ら賠償方針というものを作成し、原子力損害賠償法に基づいて公表を義務付けるという検討の方向性が出されてきましたので、それに沿った形で少し記載させていただきました。

具体的には、ちょうど赤く真ん中から書いてございますけれども、損害賠償への対応に係る方針の整備に当たっては、万が一の事故が発生した際にも、その規模や様態は様々であることに鑑みれば、各事業者に賠償の実施に向けた事前の備えに係る検討を促し、公表に伴う事業者間の方針の共有を通じて、内容の適切性を確保することが妥当ではないかということで、具体的には一番下のところでございますけれども、国は損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、各原子力事業者に対し、あらかじめ損害賠償への対応に係る方針を作成し、公表することを義務付けるよう必要な法改正を行うことが妥当であるとさせていただきます。

続きまして⑨国による仮払い・立替払いについてでございますけれども、ここについても文部科学省さんの方でより具体的な検討課題のところの検討が進んでございますので、少し構成を変えさせていただきました。まず、最初のところで東電福島原発事故の際にどのような形になっていたのかということで、これも部会ではかなり御説明させていただきましたけれども、本賠償がなかなか進まない中で、仮払いというものが東京電力から行われ

たこと、また、国による立替払いというものも行われたということだったかと思っております。

そういう中で、今後の備えとしてどうかといった場合に、特に過酷事故などが起こった場合には、被害者となられる方々が避難等をなされるということが想定されてございます。その場合には、次の19ページ、2行目から3行目でございますけれども、生活の本拠からの移動や収入の減少・損失により、当面の生活にも困難を伴うことが考えられることから、迅速な仮払いの意義は大きいというふうにさせていただきました。

他方で、損害賠償措置につきましては、これも部会で説明をさせていただきましたけれども、保険的スキームという性格上、一定の時間というものがかかりますので、原子力事業者さんにとっては事故後の被害者への仮払いが、必ずしも円滑に行われたいのではないかと懸念というものが存在するのではないかと、いわゆる原子力事業者さんが仮払いへの資金というものを、自分で確保しなければいけないという懸念というものがあるというふうに思っております。このため、仮払資金の原子力事業者への貸付けに係る制度など、本賠償開始前の被害者の賠償の早期実施への需要に対応するため、発災事業者の迅速な仮払いの実施を促すための枠組み、先ほど文部科学省さんから、国が仮払資金を貸し付けるという具体的な制度設計についての御説明の検討状況がございましたので、そのような枠組みを整備することが妥当であるという形で修正させていただきました。

それから、その次、下の方でございます。（3）関係機関間の情報共有、相談・情報提供についてでございます。①関係機関間の情報共有の中で、東電福島原発事故の際に、これも先ほど2回目、3回目の部会のときにいろいろ関係団体さんからヒアリングをしたところがございますけれども、関係団体と書いてあると非常に分かりにくいところがございますので、具体的に農林漁業の協同組合や商工会議所・商工会などという形で補足させていただきます。それから、少し変えさせていただいたのが、政府間の連携の中で原子力損害賠償法を所管する文部科学省と他の関係省庁との連携の強化という意味で、資料提供等に関する法改正と書かせていただいております。

それから、②相談・情報提供の重要性について書かせていただきました。

最後、21ページ以降、参考ということで部会の設置についてのもの、それから、22ページ目に構成員、23ページ目にオブザーバー、更に23ページ以降にこの専門部会の開催実績を添付させていただいております。

説明については以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今日、最初にございましたように、現在、文部科学省において原賠法の改正に向けた作業が進んでおりますが、そういう状況でございますので、本専門部会としてもこれまでの議論をまとめるという段階に入ってきたかと思えます。原子力につきましては、国民の関心も大変高い事項でございますので、この専門部会での議論に広く国民の皆様の意見を取り入れるという観点から、パブリックコメントを行うということを考えております。専門部会としましては、本日いただく御議論に加えまして、これからパブリックコメントで寄せられる御意見等を踏まえて、次回の専門部会で最終的な報告書を取りまとめるということができればと考えております。

これから、そのような段取りで進めていくことができればと思っておりますが、そういう段階を踏まえて各委員から今日も御意見等を頂ければと思えます。この案についてどの点からでも結構でございますので、どうぞ、御意見を頂戴できればと思えます。お願いいたします。大塚委員、お願いします。

(大塚委員) 取りまとめは大変だったと思えますけれども、どうもお疲れさまでございました。言葉の問題で恐縮ですが、18ページのところで、さっき資料20-2との関係で質問させていただいたこととも関係するのですが、結局、仮払い・立替払いと書いてあるけれども、最終的には立替払いは多分行わないのではないかという気もするのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

ついでで申し訳ないのですけれども、18ページの見出しはこれでいいかもしれませんが、さっきの資料20-2の方はもし立替払いがないのだったら、これは仮払いだけに、あるいは仮払いの貸付けとか、にした方が誤解を招かないような気もしますが、いかがでしょうか。

(大島参事官) ありがとうございます。

今、文部科学省で検討されている中心となっているのは、国の事業者が仮払いするための支援という意味でございますので、そういう意味では、国が直接、被害者の方々にお支払をするという立替払いというものはないということです。考え方といたしましては、事業者さんが仮払いというものをしっかりとできれば、国による立替払いの段階には入ってこないのではないかということは、専門部会の中間整理のときにも議論させていただいたことだと思っております。

見出しにつきましては、これから少し御意見を頂いたもので直せるものについては直す必

要があると思いますけれども、今、東電福島原発事故の立替払いが実際に行われている実績というものも書いているので、こういう形で書かせていただいているという整理でまとめてみました。

(大塚委員) 大島さんの管轄ではないのかもしれませんが、資料20-2の方はこのままにされるおつもりですか。立替払いという言葉は残されるのですか、お伺いします。

(文部科学省) もし御提出を申し上げた資料に関して、より表現ぶりで現下、本部会において変更等対応できるならば、より正確な表現にするように内閣府とも相談させていただきたいと思います。

(濱田部会長) それでは、西川委員、お願いいたします。

(西川委員) これまで3年余りの時間を掛けて議論が行われてきたわけでありますが、残念ながら委員の皆さんの熱意とか努力のいろいろな御発言が、どうも生きていないような感じがするわけでありまして、皆さんの意見を無駄にするのは適当でないと思います。これまで専門部会において、原子力損害賠償における国の責務を明確にすべきと繰り返し申し上げ、他の委員からも同様の意見がたくさんあったように思います。しかし、今回の見直し案では原子力損害賠償制度における国の役割として、原賠法に基づく様々な措置を講じ、万全の被害者の救済、迅速かつ適切な賠償がなされるようにすることと記載されているのみで、国の責務については一切触れられていないというのが実際かと思えます。

国が先月、閣議決定した新しいエネルギー基本計画、さっき若干申し上げましたが、これですべてのいろいろなことを事業者任せにするのではなく、国が前面に立って果たすべき役割を果たし、内外の英知を結集するというようなことを書いておられるわけです。ですから、従前よりもより確実に、適切に、円滑にこうした原賠法の施行ができないと、その趣旨にまず合わないと思いますし、今回の資料20-4の見直し案においても3ページに、今後、発生し得る原子力に適切に備えるためには、東電福島原発事故を踏まえ、被害者保護に万全を期す必要があると、賠償を受けられるようにする制度設計の検討が必要であるとの考え方に立つと書きながら、7ページの国の役割になると、ただいま申し上げましたような考え方でありまして、甚だ期待に添っていない状況かと思うのであります。

この新しいエネルギー基本計画において、原子力を引き続き重要なベースロード電源と位置付け、2030年における原子力の比率も20から22%と変更していないわけでありまして、2050年に向けても脱炭素化の選択肢として活用する方針だと国は述べておられるわけでありますので、国がこれからも原子力を使い続けるという方針を示している以

上、万が一の事故が起きた場合に被害者の救済・保護の観点から、国が責任をとられるという姿勢を明確にすべきではないかと思えます。いろいろ、関係省庁の議論もあるでしょうが、もう少し話をしっかり進めていただいて、どこまでいろいろな議論ができるのか、まとめられるのかを期待するものであります。

不幸にして東電福島原発事故というか、そういう体験があるわけでありまして。目の前で我々は知っているわけでありまして。そして、これまで以上に安全とか、いろいろなシステムリスクをなくすという、より完璧にしようとしている状況があるわけで、その中で国がどう責任をとるかということについては、そんなに想像力を働かせなくても分かることではないかというふうに思うわけでありまして。

世の中でいろいろなリスクの話であります。例えば交通事故、これは毎年、今はどうですか、120万人ぐらいの方が亡くなっているかもしれません。これは全く個人のリスクと申しますか、保険をかけ、加害者になり、あるいは被害者になる、そして、個人の責任で問題が世界中で解決されているわけですが、原子力事故というのは、文字どおりの対極にあるわけでありまして、そこにももちろん事業者の責任はあると思えますけれども、国の役割というのは極めて重要でありまして、その問題をはっきりクリアにしないで、こういう問題を論ずるとするのは甚だ課題が多くあり過ぎるというふうに思えます。

国は、これからも原子力を使い続けるという方針を示しておられるわけですから、万が一の事故が起きた場合に、被害者の救済・保護の観点から国の責任を明確にすべきであります。そして、こうした国が最終的に全責任を持ち、国民を守るという強いメッセージを示さなければ、我々といいますが、立地地域あるいは周辺の地域の信頼、協力を得ながら国の政策として原子力政策を推進していくことは甚だ難しいと思えますので、この点についてよろしく判断していただきたいと、このように思えます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

どうぞ、お願いします。

(大島参事官) 御意見をありがとうございます。

今、頂いた御意見も十分含めまして、ここの部分についての修文について、最終的な部会としての報告書のまとめまでに、部会長、部会長代理とも御相談した上で、できる限り、御意見に合った修正案をまた次回会合で提示させていただければと思えます。

(濱田部会長) まず、委員の皆様で加藤委員、お願いします。

(加藤委員) ありがとうございます。

まず、今、大島参事官からお返事もあった件ですが、西川委員が御指摘になった国の責任の在り方です。この報告書7ページに「国の役割」と書いてありますが、迅速かつ確実な被害者救済、そして、原子力の担い手確保、これを実現するためには、原賠法には「国の責務」という言葉を明確に記述することが望まれると思います。

ましてや今回、先ほどの文科省からの説明にありましたように、原賠制度全体の見直し議論が途上のまま、検討に区切りを付けてしまうことになるのだとすれば、原子力を取り巻く複数の課題を乗り越えて、引き続き重要なベースロード電源として活用していく上で、国が前面に立って責務を全うする姿勢を示すことは、国民理解を得る観点からもより一層、重要になったのではないかと思います。

報告書には、「国の役割」に替えて「国の責務」と記載していただくとともに、事業者任せにせず、国が前面に立って取り組んでいく必要性についても書き込んでいただかなければ、本部会における審議の取りまとめとは言えないのではないかと考えます。事務局にはしかるべく御対応いただきたいと思います。

2点目は、8ページ下段から9ページにかけて記述されております原子力事業者の責任範囲に関してであります。私どもは、これまで重ねて主張してきたところですが、原子力事業者の予見可能性を確保する観点からは、有限責任が望ましいと考えております。報告書案に記載されていますように、短期的には解決できない課題が多く、責任範囲を変更する状況にないとしましても、飽くまで今回の改正では見送るが、継続的な検討課題である旨を記載していただきたいと思います。前回も申し上げたところでございますが、重要な論点ですので、改めて御意見を申し上げます。

最後に12ページにあります賠償資力確保のための枠組みについてであります。先ほども申し上げましたとおり、今回の法改正では措置額を見直さないという方針が示されたのは残念でなりません。やむを得ず、検討を先送りするというのであれば、最低限、見直しに向けた検討を早期かつ確実に開始することが不可欠だと思います。この点に関しまして、12ページの下から3行目に記載されております、「引き続き慎重な検討が必要である」という文言では、早期に検討し、結論を出す必要があることを全くもって表現できていないと考えます。「迅速に検討を進める必要がある」といった表現に改めていただくか、少なくとも「慎重な」という修飾語は削除していただきたいと考えます。

加えて、先ほど文科省が説明された措置額見直しを先送りする理由を報告書に明記していただきたいと考えます。挙げていただいた理由は、今後、検討を進める上で重要な論点に

なると考えますので、この部会での検討を取りまとめるという意味でも、しっかりと記載していただければと考えております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

皆様、大分札を立てていただいております。まず山本委員から、それから、住田委員、遠藤委員、そして、伊藤委員というふうをお願いいたします。山本委員からお願いします。

(山本委員) 基本的には、私はこの案について異論はありません。2点だけ若干コメントですが、第1点は18ページの⑧賠償対応方針の整備という項目です。私の認識では、このような議論といたしますか、項目ができた一つの元になった議論としては、今回のADRセンターが比較的うまく機能したことの理由として、東京電力がADRセンターの手続について尊重するということを宣言し、実行してきたというところがあるということであったのではないかと思います。

ただ、そのようなセンターの手続の尊重というようなことを直接、法律に書くというのは難しい、あるいは適当でないということで、より一般的な形で原子力事業者が賠償対応について誠実に交渉する、あるいは紛争解決責任手続に協力するということを、事前に明らかにさせるという措置をとるということにしたのではないかとこのように私は認識しております。そのような意味で、私はこのような提案に賛成しております。

ただ、今回の表現ぶりの問題かと思うのですが、前回、消されている部分では和解仲介手続への対応方針を含め、賠償への対応に係る方針をあらかじめ整備しておくという文言だったわけですが、和解仲介手続への対応方針を含めという部分が削除されていて、新しい提案においては、私が見る限り明確にそれは書かれていないように見えます。

しかし、実質は恐らく和解仲介手続への対応方針も含めて、このような損害賠償への対応方針を作成、公表するということなのではないかというふうに理解しているところでございまして、仮にそうであるならば、今、申し上げた私の経緯の認識からすると、その文言が消えるということは必ずしも望ましくないのではないかとこのように思っております、その点を明記していただくようお願いしたいというのが第1点です。

第2点は、仲裁について16ページですかね、先ほど御説明いただいたところで、将来的な課題というのは、前回、私は必ずしも望ましくないのではないかとこのことを申し上げ、今回、長期的な課題としていただいたということについては、感謝を申し上げたいというふうに思います。

重要なことは、この問題について引き続き継続的に検討を続けていくということではないかというふうに考えておりました、そのことが実際にも行われていくということが非常に重要なことというふうに思っています。その意味では、最初の「はじめに」のところで、文部科学省において専門的な知見の活用、あるいは専門家とのネットワークの構築ということが重要であるという指摘がされているということは、私自身は非常に重要な意味があることだというふうに思っておりますので、是非、これが現実にも文部科学省において、そのような形で検討が進められるということを期待したいというふうに思っております。これは希望でございます。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、住田委員、お願いします。

(住田委員) 最初の1枚紙20-2の資料で、1番で四つのポイントが書かれておりました、そのうちの(1)から(3)については今回、2.にありますようにタイムリミットがある関係から、取り急ぎ法改正するということに対しては賛成いたします。これに関しては全く異論はないところで、被害者救済の措置を万全にするという意味でも、立地地域の方々にとっても朗報だと思います。

結局、今、問題になっていますのは、(4)の損害賠償措置の在り方として、国の責任、責務をどうするかということです。今まで長らくやってきた議論、審議が活かされていないのではないかとということで、私も一言、申し上げます。私自身は、国の責任をより大きく、もっと前面に立って、具体的には連帯責任というような形で認めるべきであるという論をずっと申し上げてまいりました。しかしながら、途中でも述べましたが、今の時点で政府は、これは採れないだろうと考えまして、現在の福島事故の国家賠償で国が連帯責任を負うという最高裁の判例が確定した段階で、このような趣旨を踏まえた法改正を御検討いただきたい、とある意味で大人の判断をいたしました。

辰巳委員がこのプロセスはよく分からないと言われましたが、今、損害賠償の裁判で国はほとんど負けております。近々では、高裁で同様の判断が出されるかもしれませんし、また、それが最高裁でどうなるか分かりませんが、国の不作為ないしはいろいろな指導監督権限に関して裁量行為が著しく逸脱する、そういう意味では不適切であったという判断をされる可能性は大いにあります。しかしながら、少なくとも今、これを先取りして国の連帯責任を書いてしまうと、訴訟は負けを認めるに等しいわけ

なので、財政当局がこれに関して、うんとおっしゃらないことは、私自身もそういう立場にいた人間ですので理解いたします。大人の判断として、今回、やむを得ないと申し上げたわけです。ただし、何年か経ったらば、そういう帰趨が見えたときには、日本の原子力損害賠償法としては世界にも誇れるような、国がしっかりと責任をとる、そういう法制度にするのだということを是非高らかにうたっていただければよいなど、これは個人的な願望として思っております。

この12ページですと3. 原子力損害賠償制度における国の措置というような形で書かれ、一番下のなお書きで、国民負担の最小化と原子力事業者の予見可能性、もっとも被害者の救済は、当然のこととして、この二つの相反するものをどういうふうに調和するかということについては、結局、今回はない袖は振れないという部分を含めて、財政当局と調整がつかなかったのだろうと私としては勝手に想像しております。ですから、今回、非常に難しいのは裁判がある中で、国が負け続けている中で、今、思い切った形でこういうふうな措置をするということではできないでしょうが、裁判の帰趨が決したところで是非そのような法改正をお願いいたします。

それから、もう1点はシステム改革、競争環境の中でその帰趨を見極めたいとも考えております。競争は激化するのだから、そんなことを見極めてもしようがないではないかという御意見、それもそのとおりでございますが、これがどう動くかということに関していえば、具体的には送配電分離などをして、世界のいろいろな例を見たときに電気料金が果たして下がったのか、という厳しい意見がたくさんございます。それも含めてよく見せていただくということなのです。

そして、三つ目、最後でございますけれども、相互扶助スキームは電力システム改革と、それから、競争環境の中における原子力事業者との助け合いということ自体がそろそろ理念としてあり得なくなっているという、これも繰り返し申し上げておりますが、ただ、それを今、決断するような政治的情勢、社会情勢もないだろうということも理解しておりますので、今回は(4) 損害賠償措置の在り方については、先送りせざるを得ないのだろうというふうに理解しております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、遠藤委員、お願いします。

(遠藤委員) 出張がありまして、大変遅くなりましたことをおわび申し上げます。

先ほど住田委員もおっしゃられましたが、今回は政府補償契約に関するタイムリミットがありますので、このような形での中間取りまとめになるということについては、致し方ない部分もあると思っておりますが、今後の政策議論も踏まえ、一つ意見させていただきたく思います。

原子力損害賠償制度の見直しは、国と事業者の負担の在り方について、事業者といっても発災事業者とそれ以外の事業者がございしますが、その負担に在り方について再検討することを主たる目的としていると私は認識しております。これは原子力損害賠償支援機構が制定されるときも、附則にその必要性が明記されているところでございます。

もちろん、東電福島第一原子力発電所事故以降、過酷事故に際して発災事業者の資力を超える損害賠償が発生した場合の政府の関与の仕方については、支援機構法を制定することによって具現化されていると思います。

しかしながら、当時の支援機構法は新規制基準に関わる稼働率の大幅な低下や、原子力システム改革の断行によって大きく変化した原子力発電事業者の環境変化を織り込んでおらず、そうした事態を踏まえた将来の制度設計の再検討も、専門部会の使命であったように思います。つまり、東電福島第一事故以降は、原子力損害賠償制度は原賠法と支援機構法に二層化されているにもかかわらず、今回の議論は少し原賠法に集中して行われたことが私としては非常に残念に思われる点でございました。支援機構法の下、国が供与した資金の半分というのは、原子力事業者が電気料金を通じて国民から回収するという仕組みが構築されました。電力システム改革を経て総括原価方式が失われる中、それは間もなく限界を迎えます。国が主体となって電源開発促進税という税の仕組みをもって回収するという責務を果たすことが、私は国の責務として、まず再検討されるべきだろうと思います。

原子力損害賠償制度というのは、原子力政策、電力政策、エネルギー政策といったような政策のパッケージの一部でありまして、総合的でふかんな視点からの議論が必要であるというふうに思われます。今後、検討課題というものは幾つも残っていると思いますが、引き続き、法律、経営、会計、税制、エネルギー、環境政策など幅広い知見を結集し、今回のまとめの文章の中に慎重という文言がありましたが、そうではなくむしろ前向きに、再検討していく必要があるように思います。

私の方からは以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

この後、伊藤委員にお願いしますが、その後、引き続いて、高橋委員、又吉委員、辰巳委

員、山口委員という順番でお願いいたします。オブザーバーの方、立てていただいておりますが、少々、委員の発言が終わるまでお待ちください。では、伊藤委員、お願いします。(伊藤委員) 今までも出ている意見に似ているものなのですから、多分、立地地域の皆さんは東電福島原発事故を受けて、原子力賠償制度がどのように見直されるかというのを非常に注目しているところだと思います。自分の地域の原発でもし同じような事故が起きた場合に、果たして本当に生活が成り立っていけるのかという意味で注目していると思うのですが、エネルギー基本計画で引き続きベースロード電源として原子力発電所は維持すると明記している以上、再稼働というのが国として求めていくところで、この議論というのは、そこに密接に関わってくるのだと思うのですが、今回の改正によって立地地域の人たちがこれで本当に安心して、再稼働という方向に動こうという気になるかどうかという非常に単純な観点からいくと、正直に申し上げて、これで安心したというふうには多分、ならないのではないかなと思います。

まず、先ほどから出ているとおり、損害賠償措置の在り方で1, 200億、これが変わらなかったということ。賠償額が引き上げられれば補償料率も上がってしまうので、それは業者に対しては非常に大きな負担になるかと思うのですけれども、先ほど国際基準に照らし合わせても、非常に高い金額であるという説明があったのですが、日本の場合は東電福島第一原発の事故が実際に起きている国であり、起きていない国とは違うのが当たり前ではないかなというふうに思います。ですから、事故を経て、なぜ賠償額が上がらないのだろうという印象をまず、立地地域の人を持つのではないかなというふうに思います。

それから、国の関与に関してなのですから、12ページから13ページにかけての書き方というのが、原子力事業者が賠償すべき補償額というのが賠償措置額を超えて、かつ法目的を達成するために必要があると認めたときは、国は原子力事業者が原子力損害を賠償するために必要な援助を行うこととされている、しかし、その後半になって、国がどのような援助を行うのかということをおそらく想定するのは困難だというような書き方をしているのです。これは、想定を超えるようなことが起きた場合に、果たして本当にしっかりと補償されるのかということに関して、不安を覚えるような書き方なのではないかなというふうに思うのです。

国民負担のこともありますので、非常に難しい判断かなとは思いますが、国がエネルギー基本計画において再稼働を求めるという姿勢であるのであれば、万が一事故が起きた場合の不安を払拭する施策が求められると思います。その意味において国の姿勢とい

うのを前面に出してくれないと、なかなか、立地地域はオーケーという判断にならないのではないかなというのが率直な感想でもあります。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、高橋委員、お願いします。

(高橋委員) 私は、国が一步前に出るべきであるという立場から、特に損害賠償措置額、損害賠償制度の在り方を見直ししていただくことについてお願いをしてきました。そういう経緯から、文部科学省が他省庁と検討されているということについて、大きな期待をしてまいりました。したがって、この点を今回の改正の対象にしないというのは、個人としてはかなり残念なところではあります。

ただ、残りの3点は、改正の期限が迫っている中では非常に重大な改正点であります。さらに、賠償措置の在り方についても、文部科学省として、この公開の場において、改正後に、検討しますということをはっきり明言されました。このことはかなり重い意味があると受け止めました。したがって、国の原子力委員会の専門部会20名の構成員の総意、議論の結果として、御報告の内容を積極的に受け止めさせていただきたいと思っています。個々の文言はこれから微調整していただくとしても、全体の枠組みはこれでしっかり進めさせていただきたい、というのが私の個人的な意見でございます。

報告書についての立場については、以上のようなものであるとして、加えて、部会の一メンバーとしての話、個人的なコメント、を申し上げます。私もいろいろな原子力の議論の場に関わっておりまして、個人的には、個々の言動についていろいろと御批判を頂戴していることもあり、個々の場で個人としてどんなことを言ったのかは極めて重要で、後世に残したいということがございます。この関係から、1点だけ申したいと思います。前回も申し上げましたが、最初に国民の目に入る原賠法の規定として目的規定があります。そして、現在の文言、原子力の産業の健全な発展、というのは現在のエネルギー基本計画のスタンスからいっても、若干、個人としては違和感があります。

報告書の6ページに、結局、法の目的は国民生活の安定と国民経済の健全な発展に原子力産業が寄与することである、これが明確な法目的なのだと書いてあることから、私個人として、この表現をそのまま文言にすれば分かりやすいのではないか、という感想を持っています。「国民生活の安定と国民経済の健全な発展に原子力産業が寄与することに資する」というのが、我々の議論の成果として目的規定に入れば、それはそれで適切な議論の

反映になるのではないかなと思っております。ただし、これは全く個人的な意見でありまして、議事録に残していただけたらと思いますので、これはこれでとどめておきたいと思っております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、又吉委員、お願いします。

(又吉委員) ありがとうございます。

私の方からは、損害賠償措置の在り方について3点の意見と1点の感想を述べさせていただきます。

1点目は、現行制度に関する認識についてです。電力システム改革の進展や分散型電源の普及拡大、加えて廃炉進捗や既設原子力の再稼働の遅れなど脱原子力の動きなどは、私が想定した以上のペースで進みつつあるなというふうに思っています。また、2020年には送配電部門の法的分離も控えております。先ほど文科省の方の御説明の中に、保険相互扶助スキームから成る現行制度によって、必要な資金が確保できる状況にあるという御説明がありました。

しかし、これらの変化を踏まえても、本当に必要な資金が確保できている状況が持続可能であると判断していいのか、非常に疑問に思っております。少なくとも非常にいびつな保険と相互扶助スキームのリバランス、事業者、被害者の双方から見た予見可能性の確保の両面の観点から、保険的スキームの賠償措置額の見直しというのは、急務ではないかという意見を再強調させていただきたいと思っております。

2点目は、継続検討指針の明記についてです。先ほど、こちらでも文科省の方から御説明がありましたが、現段階においては具体的な賠償措置額の見直し案を見極められる状況には、至っていないというような御発言があったかと思っております。ただ、こういう判断をせざるを得ないのであれば、なぜ、見直しが見送られたかの背景、継続検討課題と位置付ける主旨、また、状況の見極めが必要な事象に何らかの変化が生じた場合に、再検討に早期着手するという指針の3点につきまして、口頭ではなく報告書本文に明記することを是非御検討いただきたいというふうに考えております。

この専門部会が開催されたこの3年間、この論点に非常に多くのリソースを費やしたと考えております。その論点の着地を文科省さんの提出資料という1枚の紙の口頭説明のみで整理されてしまうことに、非常に違和感を感じざるを得ません。

3点目は、国と事業者の責任の在り方についての検討に関わる表記につきましてです。先ほども御発言もありましたが、報告書の12ページのところで、引き続き慎重な検討が必要であるという表記なのですが、慎重なという表記はむしろ取り除き、早期の検討が必要であるという意味合いを含んでいただくことが、重要なのではないかというふうに考えております。

最後、感想です。この専門部会の発足が機構法の附則6条を発端としており、国と事業者の責任の在り方、原賠法の見直しを始めとする必要な措置について議論を尽くすことがタスクであったというふうに認識しております。結果的に多くの論点、しかも重要な論点に対してゼロ回答となってしまった点は非常に残念に思っております。だからこそ、せめてゼロ回答に至った背景及びその継続検討の指針を明確に示していくことが、重要なのではないかというふうに考えております。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、辰巳委員、お願いします。その後、山口委員、そして、崎田委員、お願いします。

(辰巳委員) 印象を受けたということでの意見なのですけれども、まず、「はじめに」のところと3ページのところに文言として、「今後、発生し得る原子力事故に適切に備える」という同じ文言があるのですが、東電福島原発事故を経験して国民は二度と原子力の事故は起こらないことを期待しているというか、望んでいるわけで、そのため、エネ基の今日の資料の中にはその部分は抜粋されていなかったのですけれども、エネ基の中には国民の理解が得られていない状況というのも記載されています。

だから、そういう意味で、原子力発電に対し、基本的に否定的な国民がとても多いということは皆さん御承知だと思うのですが、そういうことから、最初に申し上げた、今後、発生し得る原子力事故にという文言は、とてもそのまま素直に私は受け入れられないのです。恐らく多くの国民もそうだと思います。でも、そうはいつでも何か起こり得ると考えなければならないのかもしれないのですが、こういうふうに書きますと、事業者は原子力の事故を起こしてもやむを得ないような印象を受けるような気がします。委員の皆さまがどのように受け取られているかは分かりませんが、少なくとも私の目線には。そういう意味で、この書きようはもうちょっと違う書き方が、といて、すみません、どんな言葉がいいのかという御提案を今はできないのですが、もうちょっと検討していただきたいと思

った次第です。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、山口委員、お願いします。

(山口委員) ありがとうございます。

基本的には、本日、お示しいただいた方針ということで賛成なのですが、原賠法の議論では重要なことは、今日、エネルギー基本計画の御説明もありましたが、安全を確保して原子力発電をベースロード電源として利用していくことと、それから、事故に対して適切、迅速な賠償を行うということであるということだと思えます。それで、前者の方につきましては既に少し説明もありましたが、新たな規制の枠組み、それから、事業者御自身の自主的安全への取組というものが両輪で進められているわけです。

それで、本日は(2)の、今日、文科省から御提出いただいた資料の原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備ということと4番目の損害賠償措置の在り方、これについては、(4)はペンディングにしてということなわけですが、両者は非常に関係しているものであり、併せて議論するべきものではないかというふうにまず思えます。

といいますのは、本文にも書いてあるのですが、事故の様相は多様でありというようなことが書いてあり、正に賠償への対応に係る方針の整備ということを踏まえれば、事故の様相についていろいろリスクの特性を理解して、その上で、どのような賠償が的確かつ迅速にできるかということを決めていくのが重要だと思えますし、それはとりもなおさず、現在の安全あるいは規制におけるプラクティスを踏まえた損害賠償措置の在り方、あるいは無限責任かどうかということも関係するわけですが、そういうところとつながってくるわけです。今の実態として極めて安全確保に対する取組が強化されてきたということや、そういった原子力の事故に対する理解が進んできたということ踏まえて、賠償への対応に係る方針、それから、損害賠償措置の在り方という議論を進めていくということが大切かと思えます。

あわせて、昨今、原子力規制委員会では安全目標ということについての議論もしております。その中で、安全目標は一つには事業者が安全確保活動を進めていくための目安であり、もう一つは規制の要求を新たに改定していくときの参照すべきものだということに述べているわけです。つまり、こういった安全確保への取組というのは非常にダイナミックに動いていて、必要となれば、安全目標なりを踏まえて、更に強化していくということも

取り組まれるわけですので、これは決して原子力損害賠償の賠償措置額等の議論をする上で無関係ではないというふうに思います。

本日のドラフトの中で、前書きのところで原子力損害賠償法は幅広い知識、知見の活用が必要であると、そのためにネットワークだということが書かれているわけですが、正にこういった損害賠償が実効性のあるものになるようにするためには、こういった技術の実態も踏まえた議論をしていくということを是非、今後、期待していきたいとしたいと思います。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、崎田委員、お願いします。

(崎田委員) 先ほど少し早めに発言をさせていただきました。ありがとうございます。

そのときに既に申し上げましたが、国が前面に立つということをどう具体化するのか、もう少し明確にしてほしいという意見と、継続審議を明確にさせていただきたいと申し上げました。それで、13ページの上の段の最後のところに、どういう意見交換があったのかという内容をここに明記していただくか、それとも、先ほどの文部科学省の方の御説明にあった項目を別資料として出していただくのか、そこを明確にしておいていただくと、この後の継続審議に活かされるのではないかとというふうに思います。よろしく願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、大橋委員、お願いします。

(大橋委員) ありがとうございます。

今回の報告書を拝見させていただいて、被害者の適切かつ迅速な救済に対して、きちっとした位置付けが与えられたという点では、一定程度、評価できるのではないかと思います。他方で、こうした救済がきちんとなされるためには、原子力事業者の賠償資力が確保されていることということが土台になっているということを考えてみると、事業の予見可能性が現在、ますます不透明になっていく中で、ここに手当てをしないと、そもそも、被害者救済がきちっとできるのかというところにはね返ってきてしまうと思います。このあたり、両輪のバランスをとって議論してきたことを報告書できちっと反映していただきたかったなという思いがあります。

とりわけ、救済に関しては現在を引きずりながら将来の議論をしているので、若干、ここはすごく記載が難しいところではあると思いますけれども、ただ、足元、相互扶助の観点

でいうと、旧一般電気事業者の顧客の離脱が進んでいる中で、残る顧客に引き続き相互扶助を料金として課すような仕組みというのが、自由化が進展する中でどこまで維持可能なのだろうか。必要な資金をきちっと確保できるのだろうか。究極的には、こういうものが自由化の中で支えられなくなると、国が結局、前面に出ざるを得なくなってしまうのではないかというふうなところまで見据えると、今のうちに議論で手を打てるのであれば、きちっと打つべきなのではないかと思います。慎重な検討が必要であるというところ、10年を待たず、もう少し早めに議論していただくようなことができないだろうかということ文科省の御説明を伺ってもまだなお思っております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、大塚委員、お願いします。

(大塚委員) 最初に発言させていただいたことと重複しますけれども、いろいろな皆さんがおっしゃるように、損害賠償措置額の在り方について更に検討が必要だと思いますし、あと、事後回収ということについても可能性としてはございますので、機構法の改革ということも含めて検討すべきだと思います。それから、本日は余り議論されていませんが、原子力事業者の法的整理についてどうするかという問題も残っていると思います。これらについて専門家を含めて更に継続的に検討していくべきであると考えているところでございます。

ただ、今回は時期的に先ほどの資料20-2の(2)のところの問題もございますので、早急に取りまとめる必要があるということで、今後の出発点としての文書を取りまとめたいただいとと考えておまして、基本的にはこれで異論はないということをお願いしたいと思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、オブザーバーの方々、お待たせしました。馬場さんからお願いします。

(馬場オブザーバー) 恐縮です。前回、欠席しておりました。オブザーバーの立場でこれまでも東電の原発事故で被災された農業者、その賠償を支えているJAグループ、その事務局をしている各県の農協中央会の方々の状況等も含めて、この場でも何度となく発言させていただきました。とりわけJAグループ福島では、この7月にも総会があって私も出席しておりますけれども、JAグループ東電原発事故農畜産物損害賠償福島県協議会の総会を今は2か月に1回やっています。事故以来、59回を数えます。請求額はこの6月分の風

評被害、野菜とか畜産の価格下落等の86次目の請求と、避難区域圏内の休業者89次の請求を確定して、かつ東電からこの間支払われた額、さらにその和解、合意書の締結を報告するという総会を以前は毎月やっていたわけですがけれども、今は2か月に1回開催しています。

何が言いたいかというと、こうした農業者の損害賠償請求の取りまとめと早期受け取りに向けた努力について、19ページのところで「農林漁業の協同組合・・・の果たしてきた役割は大きいと考えられる」と明記していただきましたことに感謝を申し上げたいわけでございます。この6月分だけでも風評被害で野菜とか畜産の価格下落分を請求する請求者は4,400人です。米は原則年に1回の請求ですが、2万人を超える農業者の請求を取りまとめて、東電に対して請求しているわけです。現時点で請求に対する支払率は、いわゆる避難区域圏内では99.8%、圏外の風評被害等では98%ということでもあります。

そういう面で、JAグループがこうした請求の取りまとめを行い、被災農家に対して迅速に賠償支払ができるように努めてまいってきたわけですが、東電からは30年以降、賠償方式の見直しということが提案されて、30年から圏内の休業者の出荷制限等については3年一括払いというようなことで請求するという方式に移行しましたが、風評被害については、その算定方式についてこの1年を掛けて見直しについて協議するというので、今も協議中であります。各農家あるいはJAの中で納得いただけないと、これを代表して協議会として請求しているわけですので、そういう面では、正に議論の真っ最中であるということでもあります。

何が言いたいかというと、今も現場は続いているということでもあります。ある桃農家は、風評被害は結局、海外が福島あるいは関東もそうですけれども東北の農畜産物を輸入しない、輸入禁止しているということがある限り、風評被害は続くのではないかということも言っておられました。重ね重ねですけれども、こうした現場の苦勞、農林漁業者、農協の苦勞についてここで明記いただいたことは大変有り難いと思います。

加えて申し上げたいのは、20ページの3行目あたりにも書いてあるのですがけれども、被災者の負担軽減のために、「関係省庁、関係団体の連携が不可欠である」とあります。このことが実は極めて重要で、賠償額の算定方式を結局、事業者になんて納得してもらうためには、農林水産物の被害額の算定について指針を具体的に適用する際に、農水省なり行政の了解というか指導・助言があったら事業者との和解も迅速にできるということでもあります。今の策定方式の見直しの議論としては経産省を中心にやっていますが、迅速な賠償の

ためには、早期の賠償額の具体的な算定方式を事業者との間で確定することが必要で、その際の国・行政の指導とか、ここに記されている「関係省庁、関係団体の連携」は不可欠だと思います。

そういうことを法律上、どう書かれるのか。後段の方で文科省から省庁に対してできるような法改正を行うことが妥当ということが記載されていますが、いずれにしても、迅速かつ適切な賠償を行う体制を国の指導・助言を含め構築するということを明確に明記していただき、より迅速に国の役割として体制ができるということが極めて重要だと思っています。そのことが1点であります。

加えて、18ページからの仮払いでタイトルが、先ほど大塚先生も言われましたけれども、「国による仮払い・立替払い」と書いておられますことから、事前に資料をもらうまでは国がやるものだとてっきり思っていました。国が賠償支払いを立替え、仮払いをやって業者に求償するというように思っていたわけですが、結局、国は立替えなり、仮払いは自らはやらないで貸付けの枠組みで、賠償を促す枠組みというのは具体的には結局、貸付けのことだけなのかということは、私自身は最初からタイトルにあるように「国による仮払い・立替払い」が迅速な賠償の早道と言ってきた者として極めて残念に思います。

東電事故後で、JAグループの賠償請求のとりまとめ体制ができたのちに、片方で要求していた仮払い法は成立したのですけれども、もし仮に先に仮払い法があったとすれば、まず、国に対してそのことを請求して、そこで賠償の方式というか、算定方式を固めて、そして国が仮払いすると一番早いやり方だと思って、これまでも何度か申し上げたこともございます。そこは再考の余地はないのかもしれませんが、再度申し上げたいと思います。見直すべきは迅速かつ適切な賠償であるわけで、そのための国の役割として仮払い・立替払いは極めて重要なことだったのではないかと思います。

すみません、繰り返しになりましたけれども、以上です。

(濱田部会長) どうもありがとうございました。

では、大森さん、お願いします。

(大森オブザーバー) まず、適切かつ迅速な被害者救済という観点に関しましては、東電福島原発事故を踏まえて法改正する方向にある3点について、被害者救済に資するものというふうに考えてございます。ただ、報告書案にもありますとおり、原子力事故の対応や被害の状況等は様々でありますので、実際には個別の事故に応じた柔軟な対応が求められることから、制度設計においては、そうした点にも配慮が必要になるというふうに考えてござ

います。

次に、原子力事業者の責任範囲についてでございます。報告書には、有限責任は短期的に解決できない課題が多いというふうに整理されておりますが、継続的な検討課題として報告書に明記していただき、原子力事業の環境変化などに応じて議論していただきたく存じます。

最後に、原賠法の適用期限が迫る中で、今回はどうしても賠償措置の変更を見送らざるを得ないということであれば、3年以上にわたり議論してきた部会の成果である報告書に、先ほど文部科学省さんから御説明のありました賠償措置の検討を見送る三つの理由、そして、法改正後も継続検討することについて明確に記載していただくことが最低限、必要ではないかというふうに考えてございます。

また、提示された三つの理由につきましては、見通しの得られやすさですとか、あるいはその時間軸が異なるというふうに考えられますことから、検討再開に当たりましては法の適用期限である10年後にこだわることなく、例えば電力システム改革の第三段階として法的分離が行われた後など、2020年から2020年代前半を一つの目安に検討を行って結論を出していただくよう重ねてお願いいたします。

なお、報告書に賠償措置の変更を見送る三つの理由と法改正後の継続検討を明記することにつきましては、本日の部会で多数の委員の皆様から同様の趣旨で御発言がありました。事務局はこの事実を重く受け止めていただきまして、報告書にしっかり反映していただきたいというふうに思います。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

お待たせしました。大内さん、それではお願いします。

(大内オブザーバー) 今回から参加させていただいております商工会議所の大内でございます。

今回、こういった形でコメントさせていただく機会を頂きありがとうございます。私の方からは大きく2点、感想を述べさせていただければと思います。

まず、1点目は先ほどの全中様のお話とかぶるのですが、今回の報告書の19ページ、20ページのあたりで、関係機関間の情報共有並びに相談・情報提供体制について、こういった連携こそが非常に重要だということで御記載いただきました。震災直後の状況下で、自治体が優先順位として住民の救済等々に動いて、なかなか、事業者をフォローすることができない中、商工会議所、商工会等々が窓口となりサポートさせていただいたというよ

うな実態があるのですけれども、そのときに被災地区の商工会議所の方から言われたのは、省庁間も含め情報をふだんから通じ合うというか、情報を速やかに下ろしていただく、情報を共有していただくということが事業者の方に不安を与えない、その後の対応についてしっかりと安心していただくために非常に重要だということでした。今回、こういった形で書いていただきましたので、是非、ここについては強く推し進めていただければと思っております。

もう1点目は、13ページの上の部分なのですけれども、こちらは国の役割についてですが、事故の態様や被害の状況は千差万別で、なかなか、予見できないというような書き方がされています。これは実態に合ったことなのかもしれませんが、こういった記載のみで終わっているということは、被災地域の安心感という意味からすると、不安をやみくもに与えるような表現ではないかなというような感想を持ちました。

皆様も御指摘されていた損害賠償措置の在り方、今後の在り方についてもっと国が関与すべきだというようなところとも関わってくるのかもしれませんが、もう少し国の関与を前面に出して記載していただく、文科省さんから出された検討の課題についても、今後の在り方のところについて、もう少し踏み込んで書き込んでいただくということをひとつ御検討いただければなというふうに思っております。

以上でございます。

(濱田部会長) どうもありがとうございました。

予定の時間を少し過ぎてしまいましたが、委員の皆様方から何かございますか。どうぞ。

(檜垣オブザーバー) 私は今回、初めて参加させていただいております全漁連の檜垣と申します。これまでの委員の皆様のお議論に大変感謝を申し上げますとともに、今回、JAさんもおっしゃっていらっしゃるように、19ページの記載につきましては改めて感謝を申し上げます。

前回、前任の若林の方から福島の漁業者の状況につきまして御報告なり、少し発言があったかと思えます。現在、福島の方では漁業者において本格的な操業ができないという実態でありまして、風評被害が継続しているところでございます。前回、若林の方からは国の役割について一言、お願いがあったかと思えます。国の役割をしっかりと書き込んでいただきたいというようなお話、先ほどの御意見とも重なるところがございますけれども、そういったところを引き続きお願いしたいと思えます。どうぞよろしく申し上げます。

(濱田部会長) どうもありがとうございます。

ほかに委員の皆様方から、どうぞ、崎田委員、お願いします。

(崎田委員) すみません、今、オブザーバーの皆さんからの御発言を伺いながら、1点、気になったのが全国農業協同組合中央会の馬場さんの御発言で、国の仮払い・立替払いのやり方に関して、国が迅速に実施するのではなく事業者にお金を貸し付けるというような立場だったのかという、そういうお話がありました。それで、私は今回、国による仮払いの前の2番目の項目、原子力事業者の賠償への対応に係る方針の整備というところで、原子力事業者さんが、もし万が一、発災者となってしまったときにどう対応するかという流れを早めに作っていただくという、そこが今回、盛り込まれています。そこで具体的に、今後、事故対応方針を作るときに内容として、できるだけ迅速にそういう仕組みを作って取り組む、その具体的なところまでしっかりと今回の福島への対応などを踏まえて入れ込むとか、そういう国からのきちんとした指導なり、そういう方向で考えていただければ有り難いと、そこを切に願っています。よろしく願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうかと伺いますか、まだまだ、恐らく御発言があるかと思いますが、よろしいでしょうかね。

それでは、少し時間も過ぎておりますので、このあたりで締めの方に入らせていただきたいと思いますが、いろいろ、御発言いただきましてありがとうございました。大変貴重な御意見を頂戴したと思います。御意見を踏まえて報告書案に必要な修正を行わせていただいて、それをメールなどで各委員の皆様にご確認いただいた上で、パブリックコメントを行うことにしたいと、今はそういう段取りを考えておりますが、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは、修正の上、委員の皆様には御確認いただき、そして、その上でパブリックコメントを行いと、そういう形で進めさせていただければと。どうぞ。

(辰巳委員) 聞き落としたというふうに思っているのですが、パブコメの折に20-2の資料というのはどういう位置付けになるのですか。見直し案だけがパブコメに出てくるのか、もしも資料20-2が補助資料という格好で付くのであれば、この文言では先ほども申し上げただけけれども、とても分かりにくくて、だから、例えば検討を行ったと書いてあって、(1) なんかも時効の中断というのに関して消滅しないよう盛り込みますとか、何かそういうふうな、今日、言葉で説明してくださったような文言がもう少し丁寧に入らないと、資料としないということであるならばよろしいのですけれども、もし資料として

これに付けてくださるならば、そういう分かりやすいようにしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

(濱田部会長) 今の点は事務局の方でどうですか。

(大島参事官) すみません、説明が不足しております。パブリックコメントというのは、原子力委員会の専門部会の運営規程の中で定められておりますけれども、基本的には部会の報告書をまとめるためのパブリックコメントになりますので、通常、e-Gov（イーガブ）というところで電子処理させていただいています。その資料としては、これから修正を一部させていただくことはあると思いますけれども、資料20-3を載せますので、報告書案のパブリックコメントになります。

ただ、パブリックコメントそのものは部会全体のもちろんコメントもよくありますし、それから、今回の資料、それから、議事録はすぐ上がらないので少しお時間を頂きますけれども、議論そのものは音声データとしても載せていますし、過去の資料も全てホームページで閲覧できる状態になっておりますので、そういう中でコメントを頂くという形になりますので、パブリックコメントの直接的な対象物としては報告書案となります。

(濱田部会長) よろしいでしょうか。

それでは、今、申し上げたようなステップを踏んでパブリックコメントに付したいと思えます。

それでは、今後の進め方について事務局から説明をお願いします。

(大島参事官) ありがとうございます。

今、申し上げましたとおり、パブリックコメントにつきましては、原子力委員会専門部会等運営規程というものがございまして、それに従いまして1か月間のパブリックコメントをさせていただければと考えてございます。パブリックコメントにつきましては、原則的には今、あります報告書案を対象として、e-Govを通じてパブリックコメントの手続をさせていただきます。また、本日、非常に多くの御意見も頂いておりますので、その反映につきましてはパブリックコメントの反映と合わせた形で、最終的にこの部会において次回、報告書の最終的な取りまとめの御議論というものをさせていただければというふうに考えてございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

今、次回という話も出ましたが、最後に事務局から連絡等をお願いいたします。

(大島参事官) 次回、第21回になりますけれども、これにつきましてはパブリックコメントを1か月間、また、頂いた御意見の整理を踏まえまして、日程調整が済み次第、また、御連絡させていただきます。なお、お手元の資料につきましては、御希望があれば委員の皆様方の職場に郵送させていただきますので、席上にそのままお残してください。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

本日は少し時間をオーバーして申し訳ありませんでした。

貴重な御意見にお礼を申し上げます。

では、これで終了いたします。ありがとうございます。